

訪問看護重要事項説明書

＜令和7年10月1日 現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0563-65-6033 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 及川 高志

2. 訪問看護ステーション こむぎ 概要

(1) サービス提供地域

名 称	訪問看護ステーション こむぎ
所 在 地	愛知県西尾市田貫3丁目55-4 田貫D-house A棟
サービスを提供する 対 象 地 域 ※	西尾市、碧南市、安城市、高浜市、蒲郡市、岡崎市、幸田町、半田市

※上記以外の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者	常勤職員1名	管理統括
看護師	常勤職員2名以上	訪問看護
理学療法士	常勤職員2名以上	リハビリテーション
作業療法士	常勤職員2名以上	リハビリテーション
言語聴覚士	常勤職員1名以上	リハビリテーション
事務職員	常勤職員1名以上	請求業務全般

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時30分
定休日	土日祝、12月29日～1月3日

※ 営業日、営業時間外の訪問看護については、ご利用者様の依頼に応じて対応します。

(4) サービスの第三者評価の実施

第三者評価実施無し

3. 訪問看護の提供方法 (契約書第3条)

- (1) ご利用者がかかりつけの医師へ申し込み、かかりつけの医師が訪問看護ステーションに交付した訪問看護指示書により訪問看護を実施します。
- (2) ご利用者またはご家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、訪問看護指示書がない場合は、かかりつけの医師に訪問看護指示書の交付を求めるように助言します。
- (3) ご利用者にかかりつけの医師がいない場合は、かかりつけの医師を決めて申し込むことを助言します。

4. 訪問看護サービスの内容

訪問看護におけるサービス内容は下記の通りとします。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄など日常生活の援助
- (3) 床ずれの予防・処置
- (4) 看護業務の一環としてのリハビリテーション
- (5) 終末期の看護・認知症患者の看護
- (6) 治療生活や介護方法の助言

(7) カテーテルなどの管理・変更

(8) その他在宅医療を継続する為に必要な医師の指示による医療処置

5. サービスの利用の方法（契約書第4条、第12条）

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後、契約を結びます。

その後、訪問看護計画作成し、主治医の指示のもとサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ) ご利用者が介護保険施設等に入所または医療機関に長期入院した場合

ロ) 訪問看護における医療保険制度の対象から外れた場合

ハ) ご利用者が死亡した場合

④ その他

イ) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ロ) ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

ハ) 主治医の訪問看護指示書の有効期限を超えた場合

6. 緊急時の対応方法（契約書第9条）

(1) 緊急時の対応方法をかかりつけ医・ご利用者と確認して訪問看護を開始することとします。

(2) 訪問看護実施中にご利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は、速やかにかかりつけ医に連絡し、適切な処置を行うこととします。かかりつけ医師との連絡が困難な場合に、緊急運搬等の必要な処置を講ずるものとします。

(3) 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかにかかりつけ医師及び管理者に報告します。

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7. サービス内容に関する苦情（契約書第14条）

(1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

電話 0563-65-6033

担 当 及川 高志

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

各市町村 障害福祉担当

西尾市 電話 0563-65-2113

碧南市 電話 0566-41-3311

蒲郡市 電話 0533-66-1106

幸田町 電話 0564-62-1111

安城市 電話 0566-71-2225

高浜市 電話 0566-52-1111

岡崎市 電話 0564-23-6155

半田市 電話 0569-84-0643

8. 弊社個人情報の取扱いに関する苦情担当（契約書第6条、7条）

担 当 及 川 高 志

電話 0563-65-6033

E-mail houkan.komugi@gmail.com

9. 事故発生の対応

サービス提供中に事故その他緊急事態が発生した場合、速やかに主治医及びご家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡します。

10. 料金（契約書第10条）

(1) 訪問看護・基本料金

訪問看護基本療養費＋訪問看護管理療養費＋加算分）×負担割合

① 訪問看護基本療養費（Ⅰ）

	週3日目まで	週4日目以降
看護師	5,550円	6,550円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	
准看護師	5,050円	6,050円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥創ケアに係る専門の研修を受けた看護師	12,850円/月	

② 訪問看護管理療養費

月の初日の訪問の場合	7,670円
月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	3,000円

③ 訪問看護基本療養費の加算

6歳未満の訪問看護（疾患名、状態による）		1,800円もしくは1,300円/日
24時間対応体制加算（24時間の対応が必要な場合）		6,800円/月
特別管理加算（疾患名、状態による）		2,500もしくは5,000円/月
退院時共同指導加算		8,000円もしくは10,000円
退院支援指導加算（退院日）		6,000円もしくは8,400円
在宅患者連携指導加算		3,000円/月
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日
	月15日目以降	2,000円/日
難病等複数回訪問加算	1日に2回の訪問	4,500円
	1日に3回以上の訪問	8,000円
長時間訪問看護加算		5,200円
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円/週
		3,000円/日
	准看護師	3,800円/週
	看護師等又は看護補助者	3,000円
早朝・夜間訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）		2,100円
深夜訪問看護加算（22時～6時）		4,200円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円
訪問看護情報提供療養費		1,500円
ターミナルケア加算		25,000円

(2) 医療保険の給付とならない費用

営業日外利用料（土曜日、日曜日、国民の祝日）			2,000円/回
1時間30分を超える長時間訪問看護の場合（30分ごとに）	営業時間内		1,250円
	営業時間外	18時～22時、午前7時～8時30分	1,500円
		22時～7時	2,000円
死亡後のご遺体のケア料			10,000円

(3)事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者に送付します。

(4)利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに下記の方法にて支払います。

- ① 銀行・郵便局口座からの引き落とし
- ② 上記以外の金融機関からの引き落とし
- ③ 郵便局窓口又はその他金融機関にて振り込み
- ④ 現金でのお支払い

(5)事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(6)利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話、同行時の交通費等の費用を負担します。

(7)医療保険からの給付額の変更があった場合は、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更いたします。

11. サービスの中止によるキャンセル料（契約書第11条）

キャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。

①ご利用前日17:30までにご連絡いただいた場合	無料
②当日ご利用時間の3時間前までにご連絡いただいた場合	一律 840円
③当日ご利用時間の3時間前までにご連絡いただけなかった場合	一律 1,260円